#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

### 鎌倉時代に於ける起請文の成立とその特質

宮下, 勝次

https://doi.org/10.15017/2340924

出版情報: 史淵. 23, pp. 73-101, 1940-04-15. 九州帝国大学法文学部

バージョン: 権利関係:

# 鎌倉時代に於ける起請文の成立とその特質

下勝次

宮

目 次

緒言

第一章其の發達の概觀

第二章 鎌倉時代に於ける起請文の特質

第二節 武士社會に於ける發展

第三節 神文の意義と北野參籠起請の成立

結語

緒一

起請文とは如何なるものであるか。抑この文書の性格が、宗教的又法的諸側面をもつて單純でない上に、平安初期

にその發生をみ、鎌倉時代に成立するに至る迄、長き歴史的變遷を經てゐる丈に、其の意義の論定は容易ではない。

古來の諸說に徵するも相當紛糾を示してゐるのである。其等の主なるものについて一瞥するに

H 本紀に誓約をウケヒと讀めり起請の字この訓に依りうけを立つといふにや」

又 「起請なる語は上古字氣比の字氣と關係あるものと考へられる」 (植木直 一郎氏國史學四號一九頁)

右二説の如きは、何れも「誓約」の意に解してゐるが、武目抄に

「起請とは起ししやうすると讀む天神七代地神五代を越し請するや」

又「おこし行ふなり何れにても願を起して神罰を乞ふなり」(安齋隆筆)

奉る事、こ二様の見解を立て」ゐるのも、 5 等 n は るのである。 願の爲に神佛を勸請する」意に解して居る。 大言海が、 (一)事を發起して上に請ひ願ふ事、(二)神佛に誓を立て」此誓に背かば罰を蒙らんと請 か」る古來の説に依據せるものであらう。 其他の諸説をも綜合するに、 大體右の如き二つの見解に要約せ

等各種類のものにつき、夫々に固有な特質の闡明に俟つべきであらう。 3 1= 最 は 初のものは、 偖之等諸說は、何れを是とし何れを非とする事は出來ない。何となれば、或時代に卽してみたる起請文の 故にその正しき意義の把握は、 時代のものを以て、全時代のものに近り包括的に説明し、其意義を定める事は、この文書の性質上不可能に屬 鎌倉時代武家社會に於て成立をみる迄、長きに沍り、その形式內容の上に發達變遷があつたのであるから、 何れも正當な解釋とせなければならぬから。 實に天平感實元年潤五月「聖武天皇施入勅願文」(平田寺文書) 確實な史料を可及的に廣く蒐め、之を一定の區別の標準の下に分類したる上、 次章「發達の概觀」に明なる如く、この名を以て呼ばれた 從而此が正しき研究方法も亦、確な具體的史 があり、 平安時代に入り寺院に多く行 側面觀 共

脚 料の間より徐に結論を歸納すべき歴史的認識の方法でなければならない。古來の諸家が起請なる字義の訓詁註釋に立 るその特質を考察する事とした。然し、時代をかく限定するとしても、鎌倉のものも平安時代のものを母胎として成 立してゐるのであるから、 しき研究態度とはいへない。 時に史的考証を加ふる場合があつても、主ミして、今昔物語、字治拾遺等の説話文學の類より取材するは、正 本論はかくる見地よりして、一應、時代を起請文が完成を遂げたとみるべき鎌倉時代に限定し、同時代に於 先づ兩者の相關關係を概觀して本論に入り度いと思ふ。 蓋し彼等の見解が狹きに失するに非れば皮相的であり、 相互に錯雑を示してゐる所以で

## 第一章 其の發逮の概觀

三代實錄貞觀十二、二、廿三の條、日本後紀承和九、 平勝寶七、七、九貞觀交替式「諸國朝集使起請六條」大同四、九、 普通の起請文」とは、形式、内容に於て全く懸離れたものであるから、之等は論外に置き、平安時代を通じて筆者の 檢索し得たる史料を先づ時代順に列舉せば、 起請文を時代的に槪觀すれば、旣に早く天平勝寶年間の「平田寺文書」(前田)の中に、その名稱をみる。次で、天 八、の條下等に、起請の文字が散見するけれ共、 廿七太政官符「令裁觀察使起請事」 何れも「所謂 (類聚三代格)

- 一、延喜七、二、十二、醍醐寺東南院院主房聖寶起請(醍醐三寶院文書)
- 二、延喜十三年、榮山寺神鏡起請文(榮山寺文書)
- 三、弘仁九、四、廿一、最澄起請(九院佛閣抄)

四、天錄元、七、十六、慈惠大師十箇條起請(九院佛閣抄)

五、天錄三、八、良源廿六箇條起請(盧山寺文書)

六、寬和二、九、一五、横川首楞嚴院廿五三味起請(大日本佛教全書七〇册)

七、永延二、六、一五、源信廿五味起請(大日本佛教全書第七〇册)

九、寬弘四年傳惠心僧都起請(來迎寺文書)

八、

永祚二、二、十四、

慈忍和尚御起請帳

〇山門堂舍記

十、天喜四、六、廿九、清水台明寺起請(薩藩舊記)

十、天喜四、六、讃岐善通寺起請(善通寺文書)

士、承徳元、二、十三、延曆寺八ケ條起請(朝野群載)

三、承德二、榮山寺氏長者起請(榮山寺文書)

古、大治年間、筑前安樂寺天神起請(吾妻鑑 文治二、六、十五の條)

主、永曆元、十、廿、榮山寺覺憲起請(**榮**山寺文書)

式、應和二、四、十四、東大寺祭文(東大寺文書二四/五〇)

古、保延三、四、三、石清水檢校光清起請 (石清水文書)

期するこして、之等を後續の鎌倉時代のものに比較するに、其等を通じその形式內容の上に、明な時代的共通性を指 之等各個については、考察すべき多くの問題を有するのであるが、其の詳論は本稿所論の對象ではないから他日を

摘し得られるのである。 か」る平安時代起請が特有する時代的共通性は、 本論文考察の對象たる鎌倉時代の特性を明

らめる上に必要であるから、次に略述する事としやう。

先づ、內容上の共通性としては、

- (一) 此等が總て寺院に存したる事。
- 此等の制作者が最澄、空海、良源等開山教祖を仰がるく高僧、 一山僧侶の補任次第や戒律關係の事項多き事 乃至氏長者、 大檀越なる事。
- 等が指摘し得られる。 て常に引用される群書類從雜筆要集所藏の 前後二つの部分に分けられる。前部を「前書」后部を「神文」とも「罰文」ともいつた。 宜とする。 (=) 此等の立言内容は、 般的にいはれる普通の起請文は、その形式の點では旣に整つたものに屬するもので、 次に形式上の共通性であるが、この説明に先立ちこへで起請文の形式一般に觸れておく事を便 山内秩序の維持、 例へば、 起請文の範例とし 其文體の構造から

敬白起請文事

餘州大小神等之神罰其身毛穴蒙者也仍起請文如、件 右旨趣者於"某身,彼事全以不"過犯,若令"虛誕,者日本大靈驗熊野權現金峰兩國鎮守日前國縣王城鎮守諸大明神六十 年號月日

該起請を立つるに至つた目的事項が立言せられ、 に於て「敬白起請文事以下不!過犯!」迄が前書であり、「日本大靈驗以下仍起請文如」件」迄が神文である。 言した事項が虚偽であつたか又之を履行しなかつた場合、其等神佛の冥罰を蒙るべき事が記載せられ 神文には、 當事者信仰の對象たる諸神諸佛が擧げられ、 3 前者にて立 翻而、平安 前書には、

完成 期天喜四年の善通寺起請に M は 等を書するに止り、 神文ある起請文を以て所謂起請文を代表させるものとみるべきであるから、平安時代の共等はこの意味で未だ ない 原 是の如き前書神文なる體裁を備ふるものは稀であり、 形的存在といはれねばならない。 通常起請文にみる如き整つた神文は未だみられないのを形式上の共通性とする。 少く共、平安中期迄は然りであつたとい 大部分はその後部に於て單に へやう。 「起請 然し乍ら平安末 却說 如一件 般的

及び、 若留、貧之司者住持之三實大師聖靈護法天等垂,證明,敢不,遠失,故起請了」 天承元年二月十三日の延暦寺起請には、 (東寺百合文書中廿一之卅四)

らう。 反し、 みられる此の變質の顯著なるものを、 なつて大に發達し、 較した時、 倉初期に入り初めてみられるのであり、 等で既に神文さしての形態を略 る事が認められ 以 前 鎌倉時代には勿論寺院にも行はれたけれ共、 即ち、 六箇條錄,其旨越,仰願常住三寶護世諸天伏請日吉山王天台祖師各垂」鑒殊加,炳戒 旣述の 先づ形式上平安時代のものは神文なき起請文に属するものであり、 3 如く平安時代の共通性は、 その立言事項も平安時代に比して、 即ち、 平安時代の起請が寺院社會に行はれ、 1整へたるものも存するが、 形式的には神文、 從而 起請の 6 はど本格的起請は、 成立した領域と立言事項との二點で、特に顯著な變質を遂げてゐ 一方折柄擡頭し來つた新興勢力たる武 頗る複雑多様なものとなつた。 内容的には起請の行はれたる領域の二問題を取上げ、 前述雑筆要集に掲ぐる如き典型的なる神文 從而其の効力の及ぶ事項も寺院關係に止まつた 嚴密にい へば鎌倉時代に成立したと 次に內容に於て鎌倉時代 本論に於ては、 一仍起請 士社會にも盛行をする事 如件 兩時代 は、 \$ 源平末鎌 後者を の間 るであ と比

更に寺院及び武家の各社會に分け、如上三點を鎌倉時代起請文の特質こみて本論考察の對象と做した。

## 第二章 鎌倉時代に於ける起請文の特質

あなかつ<br />
た事である。 此處で豫め明にしておくべき事は、 この事實については、玉葉文治三年五月十四日の條に 當時代の起請が、 朝廷及び殿上人を中心とせる「所謂公家」に於ては行はれ

天王寺宮僧正送」使云天王寺衆徒猶對,押問注,唯兩方共可」書,起請,也社可」被」仰,此旨,社若書者以」 之可」為"勝

書かしめられん事を乞うたのに對し、 どあり、 天王寺を住吉社の争訟に際し、天王寺衆徒は公家の法廷で問注訊問を受くる事を肯んぜず、兩方に起請文を 同書同月十六日の條に

手,可,見,其失,云

そい 從而平安時代の寺院に胚胎し、この時代に入つては寺院並に武士間にも行はるゝに至つたが、公家社會には先づ行は してゐる。 との後白河法皇の御言葉に徴して、公家の裁判に起請を用ゐなかつた事が明であり、又徒然草二○六段には「起請文 和 親經來申云天王寺申旨奏」院之處仰云祭文起請公家雖,不」被,用事,此條無爲之沙汰也以,此旨,可,仰,住吉社,云 なかつたとみる事が出來やう。本章第一節として、先づ寺院起請から此の時代に於ける展開を辿る事としやう。 ふ事法曹にはその沙汰なし古の聖代すべて起請文につきて行はるゝ政はなきを近代此事流布したるなり」 起請の現存史料中公家關係のものへ絶えて見當らない事も、 以上の見解を裏書してゐると思 と明言

## 第一節 寺院に於ける發展

鎌倉時代に於ける起請文の成立とその特質

源平時代より鎌倉時代にかけて、寺院起請の史料は相當豊富である。 今その主なるものにつき、時代を逐うて個別

的に考察し、その發展の様相を明にしてみたい。

(一例) 元歴二年正月神護寺文覺四五條起請「定置四五ケ條起請文事」の中

一、寺僧等一味同心事

五、住僧等不」可」輕一時寺務執行人」事

七、撰而定器量,令」補而任三綱供僧,事

九、不」可」同戶意背॥王法」之輩上事

十二、恒例佛事等事

十四、僧徒不」可」常用住聚落一事

十五、可川勤」營修」」學事

三十、不」可以飲酒」事

卅五、不」可」著1美服1事

卅六、於,寺內,不,可,令,夜,宿女人,事

四一、任,商聲,不,可,讀經,事

等僧職補任次第戒律に關する諸事項は、平安時代の起請を規を一にしてゐるが

十八、不,可,致॥喧嘩諍論,事

十九、有"大事訴訟」之時僧徒引率可」令」奉"公家」事

廿四、非,寺大事,之外任,私心,不,可,帶,兵杖甲肯,事

廿六、於,寺中,不,可,致,殺傷,事

卅九、於,寺中,可,禁三斷博奕,事

四四、當寺根本庄等以,,住僧,可,令,補,預所職,事

四五、諸庄國領家地主等任,和心,恣不,可,改,庄務,事

之等諸規定は、全く前時代にみるを得ざりしものであり、就中廿四條にて非常時の武裝を許し、四四、 庄園關係を規定したる如きは、時代相を反映せる意味で注目に價する。又神文は次の如く複雜化してゐる。 四五各條にて

以前四五ケ條起請大略如」此寺僧等守॥此旨,永不」可॥遊失,若於」背॥此旨,之輩者內鎮守八幡大菩薩并金剛天等早令」 加,治罰,外滿山之僧侶同心簡擇速可」令,指出,也仍爲,扶助,後代之陵遲,所,記置,如,件(以上改定史籍集覽十二)

(二例) 文治三、五、一、後白河法皇御手印起請

一、長日不斷行法仔細事

二、撰"器量」可」補"供僧」事

三、僧衆故障代不」可」用,非供僧人,事

四、供僧改補仔細之事

五、佛僧供以下用途之事

右行法者廣大之福田清淨之眞扁也仍以,御領備後國太田庄,殊所,令,寄附,也五箇起請雖,一事,無,失墜,冥任,大師之

之は、後白河法皇が當時代の亂離末法を嘆かせ給ひ、佛法による王法の興隆を望まれ、高野山根本大塔に兩界百四十 照鑒,顯盡,叡慮之慇懃,耳仍起請如,件 (高野山文書)

寄せられ、以上五箇條に近り組織、行法、經費支辨方法等を規定、起請を以て其効力を確保せられたものである 四口の供僧を籠め、一晝夜十二口僧を交代に「縱雖॥刹那」盡॥無其隟」」と命じ給ひ、その維持費として備前太田庄を

神野眞國猿川三ヶ庄連署起請定置條々事(高野山文書四四七號

一、殺生四一半事

(三例) 文永八、六、十七、

一、强窃二盗并放火事

一、寺僧放冤幷所從事

一、遭,盗人,輩之事

一、押三入上座都維那寺主,幷大夫補任之事

、庄官以下輩無禮之事

一、越訴事

一、守護所使入"寺領」事

武家領猶以有"禁制,矧於"禪徒菅領之境,哉

以前條々山上御評定之旨如」此盡未來際雖,一事,不」可,選失,若令」違可失此旨,蒙上梵天帝尺四天王日本國中大小神

期一依如一件 祗天野四所部類眷屬大師金剛天等神罸冥罸於各、身上八萬四千毛孔,今生受, 白癩重病,未來隨,無間地獄,可,無,出

(四例) 元享四、十、廿四、金剛寺條目起請(金剛寺文書一二五) 定置金剛寺條々事

- 犯科人出來之時有॥沒收物,者隨॥員數三分之一,爲"寺門興隆,可、被"寄附,也
- 一、山僧同宿之門弟幷所從等犯科出來之時以,嚴重起請文,可,被,申,之也
- 一、落書事向後一向可॥停止,事
- 嚴重起請文一可一咒咀」之 於"寺中,殺人放火盜犯等惡行出來時者若其體不"露顯,者一山寺僧老若令"會合,企"社參於實前,定"日限

であり、 事項を含み、又四例にありても同様寺院内の犯罪勃發に際し、 法規」を制定せんとしたるにある事が窺れるが、その内容も亦、寺域寺領内の庄務執行、 第三例にみる「武家猶有"禁制;矧於"禪徒管領之境域」哉」に於て、旣にこの起請の目的精神が「寺院內部の自治的 何れも著しく法的性格を加 へ來れる點に注意せられる。 犯人搜查、 又 共犯認定、或は裁判手續等を定めたるも 刑事訴訟手續等の法制的諸

(五例) 謹沽却田地新立放券文事(金剛寺文書五九號)四至(略)

終是以爲"一寺衆徒沙汰,宛"直米陸斛,限"永代,賣渡"干印禪,旣畢若於"此田地,致」妨之輩者大日如來之敵也定被 右件田 加二十大金剛天等治罰,者駁仍新立,券文,之狀如,件 地元者禪尼殿下宛,一十尊座用途,所、被,寄進,佛領也而今寺僧隨分雖,盡,微力,造營之事依,,大造營,其功難,

### 安貞二年十二月十五日

(六例)正應凹。十、十五、岡元定蓮起請(高野山文書二〇三號)

蒙下殊天野四所大明神部類眷屬惣日本國中大小神祗神罰冥罰於沙彌定蓮之身上八萬四千毛孔」者也仍起請之狀 有,之者證忍房御尋候者不,可,有,其陰,候又於,恒包,者自,本不孝之間段步之田島不,讓渡,候若此事虚言申候者 神野眞國御庄名田畠定蓮之分者子息之信寂"讓」 之畢而彼名田之證文等者信寂干,質物,征忍房之許入置候尚御不審 如件

### 沙彌定蓮

事 裁判等と所謂公法的色彩を帶びて居るのに對し、五、六例が、財産讓渡、家督相續等いはど私法的色彩のものである 威とより大なる拘束力を附與せ る形式を採らずに作成せられるのが普通であつたと思はれるが、 第五例は が注目される 「土地賣券」に、 第六例は「讓狀」に起請の形式が援用せられたのであるが、 んが爲、 かく起請の形式が利用せられたのであらう。 之等文書が共に證據書類である所から、 三 當時の賣券や讓狀 四例が共に、庄園、 該文書に權 刑法、 か

## (七例) 元弘元、十二、廿三、無動寺寶藏起請(明王院文書)

所務之時彼修理米依」無,沙汰,被,定一置,之方堂等令,錯亂,畢就,之常住々文等所,申非,無,其謂,之間爲,難, 方堂云修理新米寄』事於左右,不,可, 遠失懈怠仕, 候此等條々若違犯候者山王七社滿山三堂殊仁波 當庄鎮守八所大明 等,或果之外重壹果御寄附之間葛川常住人等承諾仕候之上者自今以後固守,元應治定之方堂,不」可,還背,候將又山堺 葛川與"伊香立庄」相論山堺事元應中以"和與儀」被」定"方堂」之上修理米御寄附之後數箇年之間無"相違」之處金輪院 宥二 彼

伊香立庄住云等

分下司能則

公文能包物追捕使時代

此起請文公文者無動寺寶藏被納畢葛川裏遠進"起請文,同被」納」之

墾、 容の裁決を下した。 7= 雑多様化し 用せられたのであつて、 家無動寺寶藏に納め、 右文書に表れた葛川は、 に顯著なるものがみられ を通じてこの種寺院起請の取材には苦しまないのであるが、 は青蓮院を仰いで 明王院を創立した。 細は牧野信之助著「中世庄園と庄民」に譲る) 同 時に あたに不拘、 こゝに伊香立側では、住人一同と一分下司、惣追捕使、公文等の庄官とが、連署の起請を書き領 漸次 兩者は右判決を固く守る事を誓ひ永年の紛爭も終結したのであつた。 以后莊園化し、同寺が山門の末寺たりし關係からその上に本家ごして青蓮院門跡 かの「Gottes Urteil」 現在の滋賀縣滋賀郡葛川村で琵琶湖畔比良山麓に當る。 るのであるが、 「法的性格」を濃くして來るのが認められるのである。 境界に關して争ふ事多年遂に本所青蓮院の裁判を求めたのに對し、 其考察は次節に譲る事とする。 所謂「神誓裁判」の一例となし得やう。 伊香立庄は葛川を隣接し、 何れにしても、 時代の下降につれて形式が整ひ内容は複 共に領家としては無動寺を、 平安中期無動寺相應和 か いる過程は、 以上掲げたるもの 之は、 武士社會に於ては更 起請文が判決に利 本所は右の如き内 尚は此地を開 ム外、 本所として を戴いて居 中世

## 第二節 武士社會に於ける發展

許してゐる。 穴可」豪"中堂罰。」と起請文を認めて根本中堂で讀上げ賴長に献じたので、、性來酒嫌ひであつた彼も快く其の非行を × つけて引取らせた。 安二年九月二十七日の條によれば、 代にかけて、 に流 事が本節の目的であるが、この事は武家が、 に 發展を眺めたのであつたが、然らば、新に擡頭し來れる武家社會に於てはどうであつたか。 つた以上、 る興味ある問題となつてくる。兎も角武士が新興勢力であつて、 武家起請 本章冒頭に於ては、 とあるによつて明である。又「愚管抄卷四」には、保元元年七月鳥羽院崩御後大亂漸く萠さんとする情勢を述べ 其の有したる役割に於ては、より重要性を帶び現存史料の數も亦造に多數に上るのであつて、 行したかを窺はしむるに充分である。 の夫によつて、 彼等の間に行はれた起請が特殊の色彩を帶びてゐたのは當然の事であつた。次に、 武家社會に於ける展開を辿る事によつて、武家起請を特徴づくる性質を明にするであらう。 この公春が武士であつた事は 後日公春は身の醜態を恥ぢ、節酒を誓つて叡山に参籠 この時代の起請文が公家社會に行はれなかつた事を明にし、 最も適切に明らめ得るといっても過言でないと考へられ 賴長が石山参詣の途中、 蓋し起請文は、鎌倉時代に入り武家社會に成立をみた、 「愚管抄」 地理的、 政治的將又文化的に、常に公家を對遮的にみられる立場から頗 家成中納言追捕之條に「無二に惡左府の愛しける隨身公春云 護衛の公春なる隨身が醉狂したので、 特殊の生活様式をもち特殊の生活感情をもつ者であ 「御供日、一盃不然日、五盃若過」之者每毛 るものがある。 前節にては、 之を寺院起請 源平遞興期より鎌倉時 當時代の寺院起 然る所以 粟田 武士の間 從而その 口邊から伴を を闡明 と比較する には 特質も亦 する 如 何

扨北面には武士義朝、 清盛等十人とかやに誓文(一本祭文) を書かせて美福門院に参らせける」とあり。 叉 「百錬

抄一 七月八日の條には

分日平氏公鄉十人前內大臣以,連署起請文,送,叡山,准,藤氏與福寺,以,延曆寺,爲,平氏氏寺,云々

とあり、又「玉葉壽永三年正月九日の條には

奉॥八幡或說御正躰」裏鑄付॥起請文一假名遣॥之和親,云々 義仲界』平氏,和平事已一定此事自"去年秋比」連々謳歌有"様々異說」急以一定了去年月迫之比義仲一尺之鏡面"鑄"顯

以上の 話が載せられゐる。 諸 例は源平時代に属し其他源平盛衰記には、 何れも、 主どして「誓約」の目的で書かれた事實は、 武士が 「誓約」の意味を籠めて起請を立てた事を物語る點に一致してゐる。 高倉天皇で清盛での間又賴朝で義仲での間にも、 鎌倉時代を通じて一貫してゐるやうである。 起請の交され かく武士の

その例證を「吾妻鑑」 所載のもの、中より若干を引用せば、 間

に行はれた起請が、

例、 元曆二年五月二十四日の條に、 兄頼朝に送りし義經の書狀ありその中に

\兹以"諸神諸社牛王寶印之裏,不\揷"野心,旨奉\請驁"日本國中大小神祗冥道,雖"書進"數通起請文, 猶以無" 御宥

免,我國神國也神不」可」禀,非禮,云

二例、建仁三年十月十九日の條に

是將軍 (實朝) 御代始也京畿御家人等殊揷॥忠貞,不」可」存॥武心,相三觸之,且可召」進॥起請文,之趣云

三例 建曆三年五月二日 の條

三浦義村同弟胤義等始者與『義盛 1成二點1可上聲,固北門1之由下上書,同心起請文1後者令॥改變1云

四例、貞永元年七月十日の條

云 爲下表"政道,無上私被」召"評定衆,連一署"起請文,其衆爲"十人,相州武州爲"理非决斷職,猶令」加"署判於此起請 一給

3 は る 間 之條者對,奸者,時之儀也於,重忠,不」存,僞之事者右大將業所,知食,也可」披露,此旨,者」と述べて居るのは、 年 る性質を具へた武家起請の特徴を最もよく顯し、彼等が起請した場合の心境を好く描けるものとして、 あ 之等鎌倉武士の起請が、 「禱審と起請」の中で、 に至つ り、又應長元年潤六月付の「松崎天神絲起奧書」に「仍誓文如」件」とあり、 ね るのがみられ の消息を物語つてゐる。上述によりて武士の間には、起語を主として誓約の意を寓して書く精神が一貫して流れて 無,其企,者可」進 十月十五 誓文」とも稱して居た事は、 ばならぬ。 H 卽 の條に、 る。 ち野槌は 起請をしかく 記記請文1 この意味で緒言に出した野槌や植木氏の「誓約説」は、 豫而謀叛の企ありとの噂に激怒した畠山重忠が、 主として起請なる字義よりして起請文の起原を「字氣比」の中に求められてゐる。 何れる「誓約」 「上古の字氣比の字氣に關係あり起請とは立"字氣」也」といひ、 「誓約」とみる人々は、 と云つたのに答へて「重忠自」本心與」言不」可」異之間難」進॥起請 前出愚管抄中に、又吾妻鑑寬元四年正月二十五日の條に「志村寂園進』誓文,云々」と の意味を籠めて書か 郷起請文の源流を上代に存したる「字氣比」 n た事は明白である。 景時を介して賴朝が執成を依賴 確に起請文の一 此等の諸例に徴して明である。 然も、 植木氏は、 面を捉 當時の武士が起請文をば 一疑詞 0 へて居るものさい 中 國 用,起請文,給 吾妻鑑文治三 史學 に求 した時景時が 之等 四 8 よく其

說 否やは斷言出來ないけれ共、次に引く諸例は、 は何れも、起請ミ宇氣比兩者の史的關聯を考證的に明にしてゐないから、 上代の精神的實在と「誓約」の意味をもつ起請文との間に、 かいる見解に合理的必然性を許し得るや 何らかの

示唆を與へるものでなからうか、

### 一例、敏達紀十年春二月の條

若違」盟者天地諸神及天皇靈絕一滅,臣種 於是綾糟等懼然恐懼乃下"泊瀨中流,面"[[諸岳,漱水而盟曰臣等蝦夷自,今以後子子孫孫用"淸明心,事+奉"天闌,臣等 矣

## 二例、孝德天皇紀四年六月乙卯の條

右記事 更に式目追加に於て「裁判手續」に取入れられて二つの方向をこつた。 にみて、 倉幕府によりかの武家法制の 權興たる御成敗式目の制定に際して其立法精神となり ナー 其等に代り得るものを定めた。 以不二分明 手於我一誅-殄"暴逆一今共瀝"心血,而自今以後君無二一政,臣無二一朝,若武"此盟,天灾地妖鬼誅人伐峻如"日月,也 天皇皇祖母尊皇太子於"大槻樹之下,召集"群臣,盟焉告"天神地祗,曰天覆地載帝道唯一而末代澆蓮古臣失」序皇天假, 例へば、吾妻鑑承久三年六月十七日の條に、承久の亂後の論功行賞に際し、佐々木信綱と芝田兼義との は 何等かの聯關を認めなければならないのではなからうか。 ,者可」及,起請文,敷證文顯然之時者不」可」及,起請文一と、 直に起請の起原を立證するものでないにしても、後世起請の中に表れた「誓約」の精神との間に、 他は、 次例の示す如く、証人が公判廷に於て僞證せざる旨の「宣誓」として用ゐられ 偖武家起請の中に流れてゐたか」る精神は、 証人証據書類共に明でない時、 一は式目追加四九條に於て「証人與॥証文」共 (前出吾妻鑑貞永元七、二の條參照) 起請文を以て 間に字治 思想的 鎌

川の先陣争ひが起り、遂に泰時の面前で對決となり、 宣誓して爲したる證言に基き、 信綱の勝訴に歸した。 叉同書寬元四年正 其時證人に立つた春日貞幸は「以」起請,述,事由,云,其狀」」 月二十五 H の條に 3

證人,之處太田太郎兵衞尉康宗進,誓文,不,令,悪-口,政宗,之由也云々 松浦執行源授彼」召+龍川其身 中略 授非據之餘以、馴令、惡一口"問注奉行人兵庫助政宗」之由構中"無實」之間被、聲"

尚、同書寶治元年十一月十一日の條に

筑後次郎知定浴"恩澤,去六月五日動功賞也是依」有"凝詒,暫被」閣之處頻愁申之間被」究"其沙汰,而武藤景賴爲"證人

此等の外多數の實例に徵して、起請が裁判の宣誓に用ゐられた事は明かである。かくの如く起請文を重視した幕府當 局 は、 次の如く明文(下文)を以て「起請失」なるものを定め、 起請文に於ける法的効力の有無を成文化した。

嘉禎元年閏六月二十八日今日被,定,起請失之篇目,

鼻血出事 書』起請文1後病事但除 鴟烏糞懸事 爲」鼠被」食॥衣服|事

自॥身中1令॥下血,事但除下用"楊子,之時上 乘用馬斃事 以上九ケ條也是於"政道,以"無私,爲、先而論事有,疑决"是非,無,端故仰"神道之冥慮,可,被,私, 重輾事 一、父予罪科出來事 飲食時咽事但被打

犯否,云

狀依,仰所,定如,件 右書"起請文,之間七ケ日之中無"其失,者猶七ケ日可"參範"社頭,若二七ケ日猶無,失者就"惣道理,可,有" 御成敗, 之

定 其を受けて再び起請文によつて幕政の指導原理たる公平の精神を强調したものである。次いで仁治元十一月十六日 0 12 之は幕府が貞永元年七月、御成敗式目制定に先立ち、評定衆連署の起請を立て、政道の公平を期したのであつたが、 U したので 如き下文を發してゐる。こは當時起請が濫作されんとする傾向を防ぐ爲、 「諸社神人并神官等令」書,起請文,時於,他領社,不」可」書由事右於,京都,者不」嫌,自社他社,於,北野社 其等が實地に適用された例でしては、吾妻鑑寬元二年七月二十日の條に あらう。 この幕府制定にかいる 「起請失」 及び「北野参籠起請」なる規定は、 公認のものを特に 其後も永く遵奉せられたら 「北野參籠起請」 可被一書也 に限

仰,,付之,是市河掃門亮高光法師(法名見西)訴,市中藤原氏,云密,,通泰宗,之由女論申之間及,此儀,云 今日落合藏人泰宗并市河女子藤原等(見西舊妻)七箇日參籠,在柄社壇,可"書進,起請文,三由爲,對島前司等奉行,被,

密,通泰宗,之旨見西申」之依」難」被」閑」之及,,起請參德等沙汰,云を 者見西之舊妻也令"相嫁,之始若離別者可」知"行件所,之旨成"契約,之間任"契狀,可"充賜,之趣有"氏女訴訟,之時令」 檢見,之處七日七夜無,其失,之由各申,之仍見西所,訴申,之伊勢國光吉名田者可令,氏女領掌,之今日被,定,之氏女 八月三日の條 市河女子藤原氏事於,,在柄社,不,密,通泰宗,之由書,,起請文,令,,多範,之間以,,御使寂 BH 西佛 被加

嘉禎元年を下る事十五年、寛元二年七月の出來事こなつてゐる。鎌倉幕府によつて、かくの如く起請文は、 に基さ、 例に於ては、自の主張を通さん爲に荏柄天神社に参籠起請し、契約內容たる離婚後の所領知行の履行を迫つた氏 遂に、氏女の起請は其効力を認められ、彼女の勝訴に歸したのである。 此事件は 夫見西は彼女の密通を理由として右契約の無効を主張したけれ共、 「起請失」發生せざりし事實 「起請失の篇目」

た事であ

役割を荷擔してゐ 成文化せられ、 共制度 も整 られて行つたの で あ 3 から (計1 特に注意せらるべ きは、 起請が裁判制度の 上で重要な

註 (1) 00 )詞を載て嚴密の法をぞ出しける」とあり、 太平記大塔宮熊野落事の條に「熊野三山畑 「熊野三山別當定遍降人に出 既に起請文をば「法」と明言してゐる。 たらん輩には三百貫其日の 中に必ず沙汰し與べしと定め奥に 起請文

### Ξ 節 神文の意義と北野参籠起請 の成立

その 神野 V 0 及び神の て取 に信じら 起請文を不可侵ならし 日 るさ述べ 前 前 神罰 戒告 入れ 國懸王城鎮字諸 | 掲起請文の代表的なる形式として引用せる雑筆要集の神文 は 作 n に外ならず、 られた て居るれ 肯定的側 の機能を如何に理解すべ た神の作用をば 用 親念が明に るに至る契機ともなつてゐるもの 3 面で 大明神六十餘州大小神之御罰蒙,身上毛穴每,者也仍起請如」 之を外にしては起請の め 第 この 人間に對 せられねばならない。 其に法的規範性を附與せしむるのであ 「靈感」 「祟り」を信じ、 L 或は きか。 「天祐神助」 「感應」 此問に答へ 存在 爲に神を恐怖した觀念は、 となつて示現 なる言葉を以て表され、 加藤玄智氏は、 理 であ 由 んが爲には、 3 は あ り得ない 此意味で、 せられ、 「若令」申』虚言 5 「神道の宗教史的研究」(二二八頁)の中で、 と考 起請文をもつてるた當時の人々が、 起請文をして其たらしめ 起請が賣券や讓狀に結合せられ、 他 5 その發動に二つの 次例にみる如く、 は れる。 否定的側 件」に表れたる 者日本大靈驗熊野權 然らば、 面で 早く古代のい 仕方が か 「祟り」 7 る本質的 る重 「神罰の あ 現金峰 3 0 要性をも 抱い 或は神裁とし なつて たそさ 要素は、 は 戒告こそ、 T 兩 び前宗教 上代人 國鎮字 働 n 3 0 た神 た所 こ の 3

的な社會に表れて居る。

例、 ト矣島神県, 之日云々 允恭天皇紀十四年秋九月天皇稿,干淡路島,時麋鹿猿猪莫々紛々盈,干山谷,然終日以不,獲,一獸,於是舊止以更

一例、 續日本紀光仕天皇寶龜三年四月震,,西大寺西塔,下,之採,近江國滋賀郡小野社木,構,塔爲,崇充-當,,郡戶二烟,云

×

更に平安時代に入りては

三例 日本後紀桓武天皇大同元、三、十六是日日光無」赤大井比叡小野栗栖野等山共燒煙灰四滿京中晝昏平城以、爲,

所定山陵地,近,賀茂神,疑是神社殿,灾火手,即决,卜筮,果有,其祟,云々

四例、類聚國史天長四年正月の條詔曰

天皇詔旨止稻荷神前爾申給閉止申佐頃間御體不」愈大坐爾依氏占求留爾稻荷神社之樹伐禮留罪崇爾出太判止申須云

五例、(1) 日本紀略延長元年二月保明親王薨去

- (2) 扶桑略記天曆九、三、廿天滿天神託宣
- (3) 日本紀略延長八、六、廿六清凉殿落雷

右(1)②(3)何れも天神となれる菅公の祟りに出づとせり。 を直觀する事に依つて、「神の崇り」は神意に戻りたる所に際し、死、落雷、火災、不獵等種々禍害の形で示顯せら 平安時代に入りては共迷信的風潮に乗じて、一層こうした觀念を深めて行つた事が窺れる。之等多くの關係史料 其他、 今昔物語稍、下つては平家物語等に散見する所を通じ

て 熊野行幸一七日参範し給ふ。 起請文と結合して鎌倉時代の起請文の一特質をなす「参範起請」 代的觀念として、 あるが、 ればなら る事により神人交通は可能なりを信じられたのであつた。 共に神の啓示を奇蹟を信じ、 る事を要し、 罪に相應する罰卽ち贖罪である。 あ n 藤原長者不」具,,御前舞人,密々參範,社未,聞,其例,依,恐,,誣告,不,知,例有無,不,問,吉凶,听,參 る所の てゐるのをみる。 北野社に参範、 平安末期には 82 神罰」は、結局其意義內容に於て「神の祟り」と一 か 神意を計るには 1 平安末期から鎌倉時代にかけて流行したる「参範」 る祈願の仕 超えて久壽二年十二月再び北野に参籠してゐる。 換言 般化 せ ば し流行しつ 方は何時頃 (長秋記)又久安六年五月賴長は、 神威を畏敬し信順する點に變りは 「審神者」 人間 かくて神文に常套の「若蓮」此旨,者蒙,大小神祇神罰,云 が神意に戻る事 ムあつた事は次の諸例に徴して明かであ に發したか。 を俟たねばならぬこされた。 によつて犯せる罪に對して、 三國傳記は、 (宗教史的研究) ない。 致するものとい 兄忠直の女を排して を招來する關係より、 村上天皇の御代惠心僧都の伊勢神宮参籠を傳 (台記) なる祈願的風習が存在 即ち、 其して神の啓示を得んが爲には この神人交通に關聯 上代社會に於ては、 其目的は明かでないが はねばなら 3 神の科する反作用 己が女多子を 即ち、 應其發生過程が顧られなけ 82 2 長承三年二月一 L た。 して 神助 に表れ 之等の者を媒介とす 肋 入內 形成 3 一台記」 0 制 7-以せる せ ひ神罰 3 裁 しめ 參範 極 日鳥 であ 一つの時 り文 は 3 は 何で T 元

上賀茂社に参統 は能隆朝臣 と記してゐ をして熊野本宮に参範せしめらる。 尚治承三年三月廿日 の事を初め、 日吉社、 後白河法皇石清水に十日間参籠遊さる。 石山寺参範の記事散見せられ、 (玉葉) 平家物語には、 其他源平盛衰記。 嘉應三年大納言成親左大臣 (百鍊抄) 文治二年六月十 古今著聞集、 たらん 沙石集、 日後白 とし 東鑑等 T 河 七夜 法皇

當時代の日記物語に多く語られ、 は れ得る迄に普遍化せられてゐた事が推考せられる。 るを見 るのは、 繪卷物作者が一般に時代的風俗の描寫に敏感であるといはれる丈に、 就中、 此時代に制作をみた繪卷物 次に注意せらるべきは参籠の主たる目的が何で (例へば志貴山緣起、 参籠が當時 北野天神綠起等)に多く描 0) あ 社 會的 0 1= か 風 習さ 0 問 かれ

である。この事に關しては、「古今神學類編四十六零詣儀」は

古來 Ho 一神佛の より参範とて夜牛神前 志を見素願の至れるを験せんと也 に宿直籠 する事あ り深更は諸神集ひ給ふ時なり古今貴賤に絕えず只宿直して籠るを以 T

素願 が佛神靈驗の有無を試す最良の祈禱形式とせられたに依るのでなかつたか、 他 字延喜元年正月菅原道眞は太宰府に貶臆超えて同三月二月悶々裡に客死した。此菅公左遷事件は先づ政敵時平との 0 倉中 は、 事 と云つてゐる。 は の諸 前提條件ごして、 次に、 達 時恰も漸く其形を整へ來つた起請文を結合し、 期 神人交通の最も好き機會で、 成上最も有效な祈願方法で信じられたらし 例も亦多くは結局現世的幸福の欲求に出でんこした意圖が窺はれ Liji からは遂に起請文の主流を成すに至つた。 「参徳ご北野社」 實例についてみるも、 平安時代に起原し其して發展したる「天神信仰」の經緯が顧られなければならぬ。 並に「北野参籠を起請文」の結合關係の成立過程を辿つてみやう。 少く共人が神に近く最も有效な手段こ考へられたからでなからうか。 前記賴長に或は成親に於る如く、 10 此 然してその頃「参籠起請」の代表者は實に北野神社の夫れであ 處に 何れにしても、 「參籠起請」 諸神の集合する時と考へられた夜半神前 なる起請文の るのであ 己れが政權獲得の爲か乃至官職競望の 此時代的信仰の一風習を形成したる参籠 る。 從而この 一形式が生れ、 「參範 所で、 漸次發達して鎌 其等關係成立 醍醐天皇 かくて参範 爲 0) 政

0 よりて傾けられた神なるが故に、 立過程は各人みる所に應じて如何様にも理解せられ 佛習合觀念でも 治的確 んと神の姿に化身したる「使途」と解する觀念が、平安朝を通じてみられるのであ め ましけ つたと信じられ、 神郎 た事が推察せられる。 う事にな ち天神なりとする信仰が特に强く表はれてゐる。 n 執に發端せるものと考へられる。 つてゐ (神皇正 同化して、其處に神の權化とする所謂 且一世の賢相と謳はれた人であつた丈に、 立統記) 「時平の讒言と云ふ事は 等後世史家の見解比 かうした類の輿論といつたものが菅公に纒る諸々の傳承を生み、 あらぬ濡衣に惱む無辜の者を救ひ、 勿論其他諸種 々然りである。 一定なり」 るであらうが、 「天神信仰」を造り上げて行つたと考へられる。 の事情も絡んでゐたらしいが、 例へば愚管抄卷三 (愚管抄)「左相慎りを含み様様讒を設け奉 世人は同情と愛惜軈ては公憤の諸感情を以て此 かく菅公の左遷が時平の策動に依つて生じたる寃罪で 鬼も角彼を以て神の權化とし末世の不信を救濟 不實の徒には容赦なく神罰を降す一 る。 兎も角世評は政敵時平の し 永い時の經 か 5 此 天神たるや寃罪に 過の間 りし事こそあ 然し、か」る成 勸善懲惡 に時 事件を眺 の神

又扶桑略記天曆九、三、廿天滿天神の託宣に

まじ

かく此大内の北の野に一夜に松生ひ出でて渡らせ給ひて行幸なる神とならせ給ひて人の無實を正させおは

しっき

我瞋恚の身を成たり其瞋恚の焰天に滿たり諸 多くなりたり此件類衆を所々に遣はして不信なる人を雷等に仰せ踏殺さし 0 雷神鬼は皆我從類で成て總て十萬五千で成りたり其故は不信 者世

又松崎天神緣起第六卷詞書に

緣は大悲の誓を起し給へり凡て詐偽を憂ふる輩は立ち所に無實證誠の巨益を蒙り官位を望む類は各々一 諸國何の所にか此神を尊崇せざる諸家誰かこれを渴仰せざる。 親世本地の利益は十一面の形を表はし和光同塵の結 日九遷の榮

運を開き云と

就中、 扶桑略記の託宣にみえる雷を菅公の化身として共禍害を天神の祟りとみる迷信は、 餘程 一般化してゐたものら

忿所爲也 日本紀略延長元、二、廿二の條下に「皇太子保明親王薨年廿一天下庶人莫」不"悲泣,其聲如」雷擧」世云菅師靈魂宿

又同書延長八、六、廿六の條に

午之刻俄而雷聲大鳴墮,清凉殿坤第 一柱上,藤原朝臣清貫衣燒胸裂天亡又平朝臣希世顏燒而臥美努忠包髮燒死亡

尚大鏡卷二時平大臣の條に

内裏焼けて度々造らせ給ひしも圓融院の御時なり匠共裏板をいて美しく飽かきて罷り出つく又のあしたに参りてみ るに夜の中に蟲の蝕めるなりけり其文字は「つくる共又もやけなん菅原や棟の板間の合はぬ限りは」 どこそありけ

れそれ此北野の表し給へるここそは申すめりしか

薨去等と、菅公死後に頻發したる天變地異や人の死を、天神の祟りに假託して構成したる一群の物語を傳 天神信仰は、此の如く一般民衆の渇仰を得たのみならず、朝廷に於ても平安中期から御歸依厚く屢行幸ありし事、 北野文叢上卷所收の多くの縁起や説話文學等に於て、 右の如き清凉殿雷太新內裹柱上卅一文字の蟲蝕み、 保明親王御 へてゐる。 中

時 と信じられた事 南 野參範」 に参籠する風習が生じて來た。 右記、 n 社に過ぎなかつたが、 居 7-3 0 7 後梅宮祗園日吉を加へ、廿二社に整つたのは長暦三年八月であつた 其うした神託や民間 奉幣使を北野に立てられた事も一再ではなかつた。 叉每年一 百錬抄台記等に見え、 訓抄十四阿闍梨仁俊の話。台記久壽二、十二、十一の條。 廿九 は當時の最大流行神の一であつた つた祈願様式 の條。諸種天神緣起 一月四日所年祭に奉幣使を立てられた諸社所謂廿二社 から、 天神信仰 一條院正曆二年六月の旱魃に際して、 「参籠」が、こ」にも行はれるに至つた 信仰 愚管抄は「一條院の御時春日大原野、 清輔雑談集に 一北野神社記録收録のものにみゆ)。 か の一特徴として 5 何か身に覺えなき需衣を被せられた者が寃を雪ぎ無實を明さんとして、 「熊野及び石山参籠」 「無辜を救ひ寃を雪ぎ給ふ」てふ神性が强く表れて 遊行上人緣起建治元、十二月。中右記建仁三、七、廿九の條。 かくの如く朝野の信仰を集めて行つた北野社 右諸社に吉田、 然るに、菅公左遷が、時平の 0 等を共に、 は自然の勢であつたと云 松尾、 は 村 (廿二社古今要覽)。 北野已上四社行幸此時に初まる」を云つて 上天皇康保二年に 廣田、 最も頻繁に行はれ且有名であつた證跡 北野の三社を加 はねばならぬ。 爾來恒例の新年祭に又臨 讒言に基く冤罪で 初められ、 居た事は旣 へて祈 當時 殊 雨せし 折 に此 未だ十六 明月記 北野社 に指 柄流 あ 北 摘 建 から 行

實出 故顯輔卿 て來り御氣色不快の時大なる唐の鏡を進』北野」するとて鏡台の裏に所書の歌 の歌 「身をつみて照しおさめよ増鏡かたいつはりしくもりあらすな」是は白三院御存生の時依"人讒言」無 也云 ×

### 叉十訓抄十四に

# 納言通俊卿の子に阿闍梨仁俊とて顯密知法にて尊き僧ありけるを鳥羽院の女房の仁俊は女心ある空聖なりけりこ

申けるを聞 き口惜しと思ひければ北野に参範して此耻を雪ぎ給へと祈請して云

又古今著聞集には

鳥羽法皇の御時待賢門院に小大進といふ女房召使はれけり御衣の一重失せたりけるに彼女房無辜負ひて北野に七日 參籠して起請を書いて失をまぼる程に誤ちて香水の水を打こぼしてければ仰付けられたる人これこそ失よと申し

きあ b 大進の場合は無質の疑を晴さんと、起請文を認め参籠した例であるが、 かる雪寃の目的で起請を書く慣

江談抄に

源英明作文之時卿難事の題下に、 聖庿西府祭文(又八誓文)上,天事聖庙昔於,西府,造,無實之誓文於山,(山名可」等)

訴,誓文漸々飛二上天一云々

習は、

最初参徳とは別個に行はれて居たらしき事は、

るを云

的 依 籠 て、 から n とある事が注意せられる。 成立をみる事となつたが、同神社への社會的渴仰が深まるに伴ひ此起請形式も發展して行つたと考へられ に結合すべき關係に置かれてゐた。 つゝあつた北野社に於て、天神信仰に基を雪寃の意圖の下に起請が書かれるやうになり、 平安末期に初まつたと推考される「北野参籠起請」は、 参範起請さいへば 幕府當局のいはば「公定起請」 北野さい されざ、 はれる迄になり、 起請と参統は、 然してその所産が「参範起請」なるものであつた。 の形式とせられるに至つたと解し得られる。御成敗式目諺解にも「日本の起請 遂にこの慣行に從つて前述した様に仁治元年十二月十六日 共に神意の示現を求めんとする兩者の内面的契機に基きて、 鎌倉時代に入りては大いに發達普及し、 上述の如く参範が、 此處に「北野參範起請 起請さい る。 の下文に かっ

参籠起請が北野社以外にも存したる次の如き事實は當然であ 府が自己の政策的見地から、 有の存在たりしものでなかつた事である。 北野参籠起請の神聖視せられた程も推し測られる。 には天神を入れ申さぬはソラ起請也其神を入れ奉れば横難を受けざるもの也」 一應北野参籠起請のみ公共的効力を有する事と定めて、起請の濫造を制限したものとみるべく、 起請文が法制的意義をもち來る場合、 前述せるが如く鎌倉幕府は、 此處で注意すべき事は、「參籠起請」なるものが る。 吾妻鑑寬喜二、 如何なる種類の起請をも矢鱈に認むる事により生 参籠起請を北野社の夫に限定したが、 ( 續史藉集覽第二) と云へるに徴しても、 五、 六の條 決して北野社特 ・共は幕 從而

分,仍參言篇鶴岡八幡宮,可,進,起請交,之由被,仰含,云 武州未"退出給, 去夜盜入事殊被"驚憤,之故也於、待"召集,自"去夜,參待之輩被"糺斷,其內恪勤一人美女一人有"疑殆

又高野山文書五卷應永十五、卯月、廿五の條に、

近木庄庄官の連署起請文は「參」、籠不動堂實前」して書かれ

他處と異なる優越な地位を與へられ特に神聖視 つてるたさいう、 叉東寺百合文書第三卷には、 を否ましめ、 し二運の嚴重起請文を書き、 (觀心寺文書)かやうに由緒ある虚では各自獨特の傳統を持つてゐたのであるが、とりわけ 七日中に失の有無を檢見する事と定められてゐた。又觀心寺に於ては護摩堂寶前に參籠して起請するを 他にみ る事の出來ない歴史的背景を荷つてゐた理由に基くと解せられる。 應永、 一通を不動堂に納め他の一通を焼いて、 永亨年間に互る参範起請の例多く存し、 せられ たのは、 同社が冤罪救濟の神として一世の篤き信仰 全學侶の面前で被疑者をして其灰を溶かせる水 其等の場合、 滿寺の學侶不動堂前に参集 從而次に掲ぐる例にみる 北野参籠起請が 0 對象とな

狀案によれ 如く、全く關係なき他寺院内の事件にも、 北野参籠起請が採用せられてゐる。 勝尾寺文書寬久四年十月の同寺住侶申

若被證人等令,諍申,者相共書,起請文,參,流北野社,可,任,神罸,者也云々

當時各社寺は、 に於て、 を認められてゐたかが分るのである。 起請し参籠せしめてゐる處に、 各々割據獨立し一種の治外法權的な狀態にあつた程であつたのに、 北野参籠起請が、 他の諸社寺の夫等に比して、 勝尾寺が自家の領域外なる北野 如何に尊嚴視せられ優越地

### 結

語

以 上 鎌倉時代に行はれた起請文の史的考察により、 明らめ得たる其特質を要約すれ

- 先づ此時代に入りて神文は其形を整へかくて起請文はこへに形式上完成したる事
- 社會に於てであつた事 平安時代の寺院に發生した起請文は、此時代に入りても同じく寺院に行はれたが、 其の最も著しき發展は武士
- 三 即ち、 と」なつた。然して其代表的なものが「北野参籠起請」なるものであつた事 譲狀等の如きものにも援用されるに至つたが、就中、鎌倉幕府の成文化により裁判手續の上に重要な役割を荷ふこ 前時代宗教の世界に發生し從而宗教的色彩を帶びたりし起請文は、 其立言內容は、 最初寺院内の事項に限られてゐたものが、其範圍を出でて庄園や裁判等にも關聯更に賣券 此時代に入りて漸次法的性格を加へ來つた事。